

三木市記者発表資料 (令和5年4月17日発表)			
担当部課名	担当長	担当係	電話番号
健康福祉部 子育て支援課	課長 小田 康輔 (内線 2300)	児童福祉係	0794-82-2000 (内線 2334)

タイトル
「子育て世帯生活支援特別給付金」を支給
内 容
<p>食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。</p> <p>1 支給額 児童1人当たり5万円</p> <p>2 申請締切 令和6年2月29日(木) ※申請受付開始日については、市ホームページをご覧ください。</p>
ひとり親世帯向け
《対象者》 ① 令和5年3月分の児童扶養手当が支給される方(申請不要) ② 公的年金等を受給していることにより、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない方(申請必要) ③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方(申請必要)
《申請方法》 対象者①の方は、5月中旬に案内を送付します。(申請不要) 対象者②・③の方は、子育て支援課窓口または市ホームページにある申請書類に必要事項を記入の上、提出してください。
ひとり親世帯以外の子育て世帯向け
《対象者》 (ひとり親世帯向けの給付金との併給はできません) ① 令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の子育て世帯分)の受給世帯(申請不要) ② 直近で収入が住民税非課税相当に減少した家計急変世帯(申請必要)
《申請方法》 対象者①の方は、5月中旬に案内を送付します。(申請不要) 対象者②の方は、子育て支援課窓口または市ホームページにある申請書類に必要事項を記入の上、提出してください。
申請不要の方については、可能な限り5月末までに支給します。
セールスポイント
食費等の物価高騰等に直面する子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援をするため、給付金を支給します。